

議案第 6 0 号

大田市個人情報保護法施行条例制定について

大田市個人情報保護法施行条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

(個人情報取扱事務の登録等)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務

(2) その他規則で定める事務

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、大田市情報公開条例（平成17年大田市条例第10号）第7条第2号ウに掲げる情報のうち、公務員の氏名に係る情報とする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、大田市情報公開条例第7条第1号に掲げる情報とする。

(手数料等)

第5条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大田市個人情報保護審査会条例（令和4年大田市条例第 号）第1条に規定する大田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な

事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

### (大田市個人情報保護条例の廃止)

第2条 大田市個人情報保護条例（平成17年大田市条例第11号）は、廃止する。

### (経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の大田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第9条又は第10条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第4条の規定によりなされた個人情報取扱事務の登録等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に旧条例第11条第1項若しくは第2項（旧条例第24条第2項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）、第24条第1項又は第29条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により旧条例第38条第1項の規定によ

り市に置かれた同項に規定する大田個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第38条第10項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

## 大田市個人情報保護法施行条例制定に関する説明資料

### 1 制定の理由

個人情報保護法の一部改正により、これまで地方公共団体が条例で定めることとされていた個人情報保護のルールについて、全国一律の規定が適用されることに伴い、法の施行に係る細目を定めるため、新たに条例を制定するもの。

### 2 制定の内容

#### (1) 第1条（趣旨）

この条例は、個人情報保護法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを規定

#### (2) 第2条（定義）

用語の定義について規定

- ・この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
- ・この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

#### (3) 第3条（個人情報取扱事務の登録等）

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならないことを規定

#### (4) 第4条（不開示情報）

開示請求があった際の不開示情報について、法で定める情報以外のものを規定

- ・公務員の氏名に係る情報については、開示
- ・法令等の規定により開示できない情報については、不開示

#### (5) 第5条（手数料等）

開示請求に係る手数料等について規定

- ・開示手数料は、無料とする。
- ・写しの交付を受ける場合には、必要な費用を負担しなければならない。

(6) 第6条（審査会への諮問）

実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大田市個人情報保護審査会条例に規定する大田市個人情報保護審査会に諮問することができる旨を規定

- ・この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- ・保有個人情報の安全管理のために講ずる措置の基準を定めようとする場合
- ・実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(7) 第7条（委任）

この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める旨を規定

3 施行期日等

(1) デジタル社会形成整備法附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日（令和5年4月1日。以下「施行日」という。）から施行する。

(2) 大田市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(3) 旧条例の廃止に際し、所要の経過措置を講ずる。

- ・旧条例の規定により取り扱った個人情報に係る守秘義務については、なお従前の例による。
- ・旧条例の規定によりなされた個人情報取扱事務の登録等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- ・施行日前にされた旧条例の規定による開示請求等については、なお従前の例による。
- ・施行日前に旧条例の規定により大田市個人情報保護審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- ・旧審査会の委員であった者に係る守秘義務については、なお従前の例による。

(参考資料)

現行条例と改正後の個人情報保護法（新法）との主な差異

項目	現行条例	新法
個人情報の範囲	死者も含む（生存者に限定する規定なし）	生存者に限定
本人収集の原則	規定あり	規定なし
要配慮個人情報の収集	原則禁止	禁止規定なし
目的外利用及び提供	審査会の意見を聴いた上で可とする例外規定あり	法定事由に限る
オンライン結合	原則禁止	禁止規定なし
登録	個人情報取扱事務登録簿	個人情報ファイル簿（条例で登録簿も規定する）
開示請求権	本人及び法定代理人に限る	任意代理人も可
口頭による開示請求	実施機関が定める個人情報に限り可	規定なし
開示請求手数料	なし（写しの交付に係る実費負担のみ）	条例で規定（⇒無料とする）
開示請求に対する決定期限	15日以内	30日以内
運用状況の公表	年1回	年1回個人情報保護委員会に報告し、委員会が公表
罰則	なし	あり

議案第 6 1 号

大田市個人情報保護審査会条例制定について

大田市個人情報保護審査会条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年大田市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、大田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 大田市個人情報保護法施行条例（令和4年大田市条例第 号）第6条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関（大田市個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。以下同じ。）に意見を述べることができる。

3 審査会は、諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

(委員)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関及び議会をいう。以下同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る保有個人情報（同法第60条第1項に規定する保有個人情報及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった処分に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

) 又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（意見書等の提出）

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定

することができる。

(調査審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、個人情報保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査会に係る手数料)

第11条 審査会に係る行政不服審査法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料については、大田市行政不服審査法施行条例(平成28年大田市条例第1号)第1条に規定する大田市行政不服審査会に係る手数料の例による。

(会長への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、大田市個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の大田市個人情報保護条例(平成17年大田市条例第11号)第38条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する大田市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第3条第2項の規定による任命を受けたものとみなす。この場合において、その任命を受けたものとみなされる委員の任期は、

同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 大田市個人情報保護審査会条例制定に関する説明資料

### 1 制定の理由

個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するための調査審議機関を設置するため、新たに条例を制定するもの。

### 2 制定の内容

#### (1) 第1条（設置）

個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、大田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置くことを規定

#### (2) 第2条（所掌事務）

審査会の所掌事務を規定

- ・個人情報保護法及び大田市議会の個人情報の保護に関する条例（以下「議会個人情報保護条例」という。）の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- ・大田市個人情報保護法施行条例及び議会個人情報保護条例の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- ・個人情報保護制度に関する重要な事項について、意見を述べること。

#### (3) 第3条（委員）

審査会の委員について規定

- ・審査会は、委員5人以内で組織する。
- ・委員は、識見を有する者のうちから市長が任命する。
- ・委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・委員は、再任されることができる。
- ・委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- ・市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しな

い非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

- ・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(4) 第4条（審査会の会長）

審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める旨を規定

(5) 第5条（審査会の調査権限）

審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に保有個人情報情報の提出を求めることができる旨を規定

(6) 第6条（意見の陳述）

審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない旨を規定

(7) 第7条（意見書等の提出）

審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる旨を規定

(8) 第8条（提出資料の閲覧）

審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる旨を規定

(9) 第9条（調査審議手続の非公開）

審査会の行う調査審議の手続は、公開しない旨を規定

(10) 第10条（答申書の送付等）

審査会は、審査請求について、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする旨を規定

(11) 第11条（審査会に係る手数料）

審査会に文書の写しの交付を求めた場合の手数料は、大田市行政不服審査会に係る手数料の例による旨を規定

(12) 第12条（会長への委任）

この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会の会議に諮って定める旨を規定

### 3 施行期日等

- (1) デジタル社会形成整備法附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。
- (2) 現行の大田市個人情報保護条例の規定により個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、委員に任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、従前の審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

議案第 6 2 号

大田市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について

大田市職員の高齢者部分休業に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

### 大田市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 2 大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成26年大田市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第22条に次の1項を加える。
  - 2 職員が高齢者部分休業（当該職員が、高齢者として管理者が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当並びに管理職手当並びに初任給調整手当及び特殊勤務手当（月を単位として支給するものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

## 大田市職員の高齢者部分休業に関する条例制定に関する 説明資料

### 1 制定の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴う職員の定年引上げにあわせ、高齢期の職員の多様な職業生活設計の支援を図るため高齢者部分休業制度を導入することとし、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

### 2 制定の内容

#### (1) 第1条（趣旨）

地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることを規定

#### ※地方公務員法第26条の2及び第26条の3（抜粋）

（修学部分休業）

#### 第26条の2 略

- 2 前項の規定による承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。
- 3 職員が第1項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、条例で定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、修学部分休業に関し必要な事項は、条例で定める。

（高齢者部分休業）

第26条の3 任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（第28条の2第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、高齢者部分休業について準用する。

(2) 第2条（高齢者部分休業）

- ・ 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする旨を規定
- ・ 高齢者部分休業を取得できる年齢を55歳からとする旨を規定

(3) 第3条（高齢者部分休業取得中の給与）

承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額することを規定

(4) 第4条（承認の取消し又は休業時間の短縮）

高齢者部分休業中の職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合に当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができることを規定

(5) 第5条（休業時間の延長）

高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、部分休業時間の延長を承認することができることを規定

3 制定に伴い改正する条例

(1) 大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

病院事業職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合にその勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額することを規定

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 3 号

大田市スポーツ振興基金条例制定について

大田市スポーツ振興基金条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市スポーツ振興基金条例

(設置)

第1条 スポーツ振興に関する施策の推進並びにスポーツ施設の整備及び維持管理に要する経費の財源に充てるため、大田市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大田市スポーツ振興基金条例制定に関する説明資料

### 1 制定の理由

2030年に島根県で開催予定の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催並びにスポーツ施設の整備及び維持管理など、大田市のスポーツ振興を行うための事業に要する経費として多額の事業費が必要となる。

国民スポーツ大会等を円滑に実施するための整備に係る財源並びにスポーツ振興を推進するための事業に係る財源として、新たな特定目的基金を設置することに伴い、条例を制定するもの。

### 2 制定の内容

#### (1) 第1条（設置）

基金を設置することを規定

#### (2) 第2条（積立て）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることを規定

#### (3) 第3条（管理）

基金に属する現金は、金融機関への預貯金など最も確実かつ有利な方法により保管することを規定

#### (4) 第4条（運用益金の処理）

運用益金は、この基金に繰り入れることを規定

#### (5) 第5条（繰替運用）

基金に属する現金を、繰替運用することができることを規定

#### (6) 第6条（処分）

基金の設置目的に適した経費の財源に充てる場合に限り、処分できることを規定

#### (7) 第7条（委任）

その他委任事項について規定

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 6 4 号

大田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の  
一部を改正する条例制定について

大田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部  
を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

大田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部を改正する条例

(大田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第1条 大田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年大田市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「大田市個人情報保護条例(平成17年大田市条例第11号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(大田市印鑑条例の一部改正)

第2条 大田市印鑑条例(平成17年大田市条例第132号)の一部を次のように改正する。

第17条中「大田市個人情報保護条例(平成17年大田市条例第11号)第11条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条」に改める。

(大田市認可地縁団体印鑑条例の一部改正)

第3条 大田市認可地縁団体印鑑条例(平成17年大田市条例第133号)の一部を次のように改正する。

第14条中「大田市個人情報保護条例(平成17年大田市条例第11号)第11条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条」に改める。

(大田市債権管理条例の一部改正)

第4条 大田市債権管理条例(令和4年大田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「大田市個人情報保護条例(平成17年大田市条例第11号)第2条第7号」を「大田市個人情報保護法施行条例(令和4年大田市条例第 号)第2条第2項」に改め、「実施機関を」を「実施機関及び議会を」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関

する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 5 1 条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

## 大田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

個人情報保護法の一部改正に伴う大田市個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

- (1) 大田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正

個人情報保護の根拠規定を「大田市個人情報保護条例」から「個人情報保護法」に改める。

(第1条関係)

- (2) 大田市印鑑条例及び大田市認可地縁団体印鑑条例の一部改正

個人情報の開示請求の根拠条文を「大田市個人情報保護条例第11条」から「個人情報保護法第76条」に改める。

(第2条、第3条関係)

- (3) 大田市債権管理条例の一部改正

実施機関を定義するために引用していた「大田市個人情報保護条例」を「大田市個人情報保護法施行条例」に改める。

(第4条関係)

### 3 施行期日

デジタル社会形成整備法附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

議案第 6 5 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	

16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200

46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	

76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				

106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 大田市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

大田市職員の給与に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、大田市職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 令和4年度の給料表、勤勉手当の支給月数の改定

改正項目	改正の内容	関係条文																																																														
給料表の改定	<p>国家公務員の例に準じ改定（平均 0.23% 引上げ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料表                     <table border="0"> <tr> <td>高校卒初任給</td> <td>150,600 円</td> <td>→</td> <td>154,600 円</td> </tr> <tr> <td>大学卒初任給</td> <td>182,200 円</td> <td>→</td> <td>185,200 円</td> </tr> </table> </li> </ul>	高校卒初任給	150,600 円	→	154,600 円	大学卒初任給	182,200 円	→	185,200 円	別表第1																																																						
高校卒初任給	150,600 円	→	154,600 円																																																													
大学卒初任給	182,200 円	→	185,200 円																																																													
勤勉手当の支給月数の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>再任用職員以外の職員                     <p>年間支給月数（期末勤勉手当合計）</p> <p>4.30 月分 → 4.40 月分（0.10 月増）</p> <p style="text-align: right;">単位：月分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6 月</th> <th>12 月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">改定前</td> <td>期末</td> <td>1.200</td> <td>1.200</td> <td>2.400</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.950</td> <td>0.950</td> <td>1.900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.150</td> <td>2.150</td> <td>4.300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">改定後</td> <td>期末</td> <td>1.200</td> <td>1.200</td> <td>2.400</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.950</td> <td>1.050</td> <td>2.000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.150</td> <td>2.250</td> <td>4.400</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>再任用職員                     <p>年間支給月数（期末勤勉手当合計）</p> <p>2.25 月分 → 2.30 月分（0.05 月増）</p> <p style="text-align: right;">単位：月分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>6 月</th> <th>12 月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">改定前</td> <td>期末</td> <td>0.675</td> <td>0.675</td> <td>1.350</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.450</td> <td>0.450</td> <td>0.900</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.125</td> <td>1.125</td> <td>2.250</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">改定後</td> <td>期末</td> <td>0.675</td> <td>0.675</td> <td>1.350</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.450</td> <td>0.500</td> <td>0.950</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.125</td> <td>1.175</td> <td>2.300</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>			6 月	12 月	計	改定前	期末	1.200	1.200	2.400	勤勉	0.950	0.950	1.900	計	2.150	2.150	4.300	改定後	期末	1.200	1.200	2.400	勤勉	0.950	1.050	2.000	計	2.150	2.250	4.400			6 月	12 月	計	改定前	期末	0.675	0.675	1.350	勤勉	0.450	0.450	0.900	計	1.125	1.125	2.250	改定後	期末	0.675	0.675	1.350	勤勉	0.450	0.500	0.950	計	1.125	1.175	2.300	第20条 第2項
		6 月	12 月	計																																																												
改定前	期末	1.200	1.200	2.400																																																												
	勤勉	0.950	0.950	1.900																																																												
	計	2.150	2.150	4.300																																																												
改定後	期末	1.200	1.200	2.400																																																												
	勤勉	0.950	1.050	2.000																																																												
	計	2.150	2.250	4.400																																																												
		6 月	12 月	計																																																												
改定前	期末	0.675	0.675	1.350																																																												
	勤勉	0.450	0.450	0.900																																																												
	計	1.125	1.125	2.250																																																												
改定後	期末	0.675	0.675	1.350																																																												
	勤勉	0.450	0.500	0.950																																																												
	計	1.125	1.175	2.300																																																												

(2) 令和5年度以降の勤勉手当の支給割合の平準化

改正項目	改正の内容				関係条文	
勤勉手当の支給割合の平準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>再任用職員以外の職員 年間支給月数（期末勤勉手当合計） 4.40月分 → 4.40月分（増減なし） 単位：月分</li> </ul>				第20条 第2項	
			6月	12月		計
	改定前	期末	1.200	1.200		2.400
		勤勉	0.950	1.050		2.000
		計	2.150	2.250		4.400
	改定後	期末	1.200	1.200		2.400
		勤勉	1.000	1.000		2.000
		計	2.200	2.200		4.400
	<ul style="list-style-type: none"> <li>再任用職員 年間支給月数（期末勤勉手当合計） 2.30月分 → 2.30月分（増減なし） 単位：月分</li> </ul>					
			6月	12月		計
改定前	期末	0.675	0.675	1.350		
	勤勉	0.450	0.500	0.950		
	計	1.125	1.175	2.300		
改定後	期末	0.675	0.675	1.350		
	勤勉	0.475	0.475	0.950		
	計	1.150	1.150	2.300		

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和5年4月1日から施行する。また、2(1)については、令和4年4月1日から適用する。
- (2) 改正前の大田市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の大田市職員の給与に関する条例の規定により支給される給与の内払いとみなす。

議案第 6 6 号

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する  
条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年大田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号級	給料月額
1	376,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円

第5条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 この条例による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

人事院勧告及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正を踏まえ、大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 令和4年度の給料表、期末手当の支給月数の改定

改正項目	改正の内容	関係条文																						
給料表の改定	<p>・ 特定任期付職員の給料表</p> <p style="text-align: right;">単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">号級</th> <th colspan="2">給料月額</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> <td>376,000</td> <td>+1,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> <td>422,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> <td>472,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> <td>533,000</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	号級	給料月額		増減	改定前	改定後	1	375,000	376,000	+1,000	2	422,000	422,000	—	3	472,000	472,000	—	4	533,000	533,000	—	第4条 第1項
号級	給料月額		増減																					
	改定前	改定後																						
1	375,000	376,000	+1,000																					
2	422,000	422,000	—																					
3	472,000	472,000	—																					
4	533,000	533,000	—																					
期末手当の支給月数の改定	<p>・ 特定任期付職員の期末手当の年間支給月数</p> <p>3.25月分 → 3.30月分 (0.05月増)</p> <p style="text-align: right;">単位：月分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">期末手当</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.625</td> <td>1.625</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.625</td> <td>1.675</td> <td>+0.05</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.25</td> <td>3.30</td> <td>+0.05</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当		増減	改定前	改定後	6月	1.625	1.625	—	12月	1.625	1.675	+0.05	計	3.25	3.30	+0.05	第5条 第2項				
	期末手当		増減																					
	改定前	改定後																						
6月	1.625	1.625	—																					
12月	1.625	1.675	+0.05																					
計	3.25	3.30	+0.05																					

(2) 令和5年度以降の期末手当の支給割合の平準化

改正項目	改正の内容	関係条文																		
期末手当の支給割合の平準化	<p>・ 特定任期付職員の期末手当の年間支給月数 3.30 月分 → 3.30 月分 (増減なし) 単位：月分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">期末手当</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>1.625</td> <td>1.65</td> <td>+0.025</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> <td>-0.025</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.30</td> <td>3.30</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当		増減	改定前	改定後	6 月	1.625	1.65	+0.025	12 月	1.675	1.65	-0.025	計	3.30	3.30	—	第5条第2項
	期末手当		増減																	
	改定前	改定後																		
6 月	1.625	1.65	+0.025																	
12 月	1.675	1.65	-0.025																	
計	3.30	3.30	—																	

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和5年4月1日から施行する。また、2(1)については、令和4年4月1日から適用する。
- (2) 改正前の大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給される給与の内払いとみなす。

議案第 67 号

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは、「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130」と読み替えるものとする。

第23条第1項後段中「第19条」の次に「第2項中「100分の120」とあるのは、「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130」と、同条」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200

11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700

41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800

71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900

101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

第2条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130」を「

100分の125」に改める。

第23条第1項後段中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130」を「100分の125」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

大田市職員の給与に関する条例の改正を踏まえ、大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

(1) 令和4年度の給料表、期末手当の支給月数の改定

改正項目	改正の内容	関係条文																		
給料表の改定	大田市職員の例に準じ改定（平均0.23%引上げ） ・会計年度任用職員給料表 1級1号給 146,100円 → 150,100円 1級25号給 182,200円 → 185,200円 1級32号給 193,900円 → 196,900円 等	別表第1																		
期末手当の支給月数の改定	年間支給月数 2.40月分 → 2.50月分（0.10月増） 単位：月分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">期末手当</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.200</td> <td>1.200</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.200</td> <td>1.300</td> <td>+0.100</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.400</td> <td>2.500</td> <td>+0.100</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当		増減	改定前	改定後	6月	1.200	1.200	—	12月	1.200	1.300	+0.100	計	2.400	2.500	+0.100	第14条 第1項・ 第23条 第1項
	期末手当		増減																	
	改定前	改定後																		
6月	1.200	1.200	—																	
12月	1.200	1.300	+0.100																	
計	2.400	2.500	+0.100																	

(2) 令和5年度以降の期末手当の支給割合の平準化

改正項目	改正の内容	関係条文																		
期末手当の支給割合の平準化	年間支給月数 2.50月分 → 2.50月分（増減なし） 単位：月分 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">期末手当</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.200</td> <td>1.250</td> <td>+0.050</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.300</td> <td>1.250</td> <td>-0.050</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.500</td> <td>2.500</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		期末手当		増減	改定前	改定後	6月	1.200	1.250	+0.050	12月	1.300	1.250	-0.050	計	2.500	2.500	—	第14条 第1項・ 第23条 第1項
	期末手当		増減																	
	改定前	改定後																		
6月	1.200	1.250	+0.050																	
12月	1.300	1.250	-0.050																	
計	2.500	2.500	—																	

### 3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和5年4月1日から施行する。また、2(1)については、令和4年4月1日から適用する。
- (2) 改正前の大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により支給される給与の内払いとみなす。

議案第 6 8 号

大田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

大田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の定年等に関する条例（平成17年大田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定に

より当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(1) 大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）第6条の3第1項（大田市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年大田市条例第215号）第2条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定

する職員が占める職

- (2) 大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成26年大田市条例第6号）第5条第1項に規定する職員が占める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位

の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末

日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場

合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、大田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大田市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条各号に掲げる職を占める職員にあつては、当該各号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確

認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。

）前にこの条例による改正前の大田市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の大田市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基

準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる

者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の

勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項

に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

大田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に関する説明資料

1 制定の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により、職員の定年が段階的に引き上げられること等に伴い、所要の改正を行うもの。

2 制定の内容

(1) 職員の定年年齢の引き上げ

ア 職員の定年を65歳とする。（医師については変更なし）

イ 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間の定年については下記のとおりとする。

（ア）令和5年度・令和6年度 61歳

（イ）令和7年度・令和8年度 62歳

（ウ）令和9年度・令和10年度 63歳

（エ）令和11年度・令和12年度 64歳

（第3条）

(2) 定年退職の特例の要件の整理

定年後も引き続き勤務させる場合の要件を規定

（第4条）

(3) 管理監督職勤務上限年齢制の導入

ア 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は管理職手当を支給される職員の職とする。

イ 管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。

ウ 医師、歯科医師が占める職については管理監督職勤務上限年齢制の対象としない。

エ 管理監督職勤務上限年齢による後任及び管理監督職への任用の制限の特例について規定

（ア）管理監督職を占めている職員について、職務の遂行上の

特別な事情がある場合等には、3年を限度として引き続き当該管理監督職に就かせることができること。

- (イ) 特定管理監督職群（職員の年齢別構成その他欠員を容易に補充することができない特別の事情があるもの）に属する管理監督職を占めている職員については、引き続き当該管理監督職に勤務させ、又は当該特定管理監督職群に属する他の職位に降任又は転任させることができること。

（第6条～第11条）

(4) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後定年前に退職をした者を短時間勤務の職に採用することができる制度について規定

（第12条、第13条）

(5) その他規定の整備

ア 情報提供・意思確認制度について規定

職員への60歳に達する日以後に適用される任用、給与、退職手当等の制度に係る情報提供及び職員の勤務等の意思確認について規定

（附則第4項）

イ 暫定再任用制度について規定

定年が65歳になるまでの間の定年退職者を現行の再任用制度と同様に1年以内の任期で65歳まで再任用（暫定再任用）ができることを規定

（附則第3条～第6条）

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 9 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大田市職員定数条例の一部改正)

第1条 大田市職員定数条例（平成17年大田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「481人」を「473人」に、「84人」を「92人」に改め、同条第6号中「103人」を「59人」に改め、同条第9号中「302人」を「315人」に、「923人」を「884人」に改める。

(公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例（平成27年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 大田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(大田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 大田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(大田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 大田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年大田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の額」を「その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(大田市職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第5条 大田市職員の勤務時間に関する条例（平成17年大田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第6条 大田市職員の休日及び休暇に関する条例（平成17年大田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

(大田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 大田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年大田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 大田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 大田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により

異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（大田市職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項に次のただし書を加える。

ただし、60歳を超える職員には第4項及び第5項の規定は適用しない。

第4条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第9条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤

務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の2中「第7条」を「第4条第2項から第9項まで及び第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 大田市職員の定年等に関する条例（平成17年大田市条例第30号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項

の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 大田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

17 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第19項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、

前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

(大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成26年大田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第26条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(大田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第11条 大田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年大田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

3 大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）附則第15項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(大田市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 大田市職員の再任用に関する条例（平成17年大田市条例第31号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2

項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第5条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）とみなして、第2条の規定による改正後の公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

（大田市職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の大田市職員の勤務時間に関する条例の規定を適用する。

（大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の大田市職員の休日及び休暇に関する条例の規定を適用する。

（大田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される大田市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条

例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、大田市職員の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される大田市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、大田市職員の勤務時間に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の大田市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第9条第2項及び第12条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」

という。) 」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 大田市職員の給与に関する条例第 4 条第 2 項及び第 5 項から第 9 項まで並びに第 7 条から第 8 条の 3 まで並びに新給与条例第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第 1 5 項から第 2 1 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

(大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 7 条 大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条から第 9 条まで及び第 1 1 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例に関する説明資料

1 制定の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による職員の定年引上げに伴い、関係する11条例について所要の改正を行い、1条例を廃止するもの。

2 制定の内容

(1) 大田市職員定数条例の一部改正

定年引上げ後及び段階的引き上げの期間にあっても計画的な新規職員採用を行うため、現在の職員定数を見直すこととし所要の改正を行うもの。

（第1条関係）

(2) 公益的法人等への大田市職員の派遣等に関する条例の一部改正  
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備

（第2条関係）

(3) 大田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正  
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備

（第3条関係）

(4) 大田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正  
管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う規定の整備

（第4条関係）

(5) 大田市職員の勤務時間に関する条例の一部改正  
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備

（第5条関係）

(6) 大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正  
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備

（第6条関係）

- (7) 大田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備  
(第7条関係)
- (8) 大田市職員の給与に関する条例の一部改正  
ア 60歳を超える職員の昇給停止について規定  
イ 定年前再任用短時間勤務職員の給与等について規定  
ウ 当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額は、当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることを規定  
エ 当分の間、管理監督職の職員が、管理監督職勤務上限年齢制により降任した場合、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、イの措置を適用した給料月額のほか、降任された日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額と降任された日の給料月額に100分の70を乗じて得た額との差額に相当する額を給料として支給することを規定  
オ その他関係規程の整備  
(第8条関係)
- (9) 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正  
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備  
(第9条関係)
- (10) 大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備  
(第10条関係)
- (11) 大田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正  
管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴う規定の整備  
(第11条関係)

### 3 廃止する条例

#### (1) 大田市職員の再任用に関する条例の廃止

定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い再任用に関する条例を廃止するもの。

(第12条関係)

### 4 その他

#### (1) 定年退職者等の再任用に関する経過措置

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、暫定再任用制度として、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置すること。

(附則第3条～第7条関係)

### 5 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第 7 0 号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年大田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 市 長	大田市福祉医療費助成条例（平成17年大田市条例第105号）による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市 長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市 長	大田市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報（法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。） 住民票関係情報（法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。）
2 市 長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保	法別表第2の26の項第4欄に掲げる特

	護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	定個人情報であって規則で定めるもの
--	------------------------------------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

生活保護法に準じて行う、生活に困窮する外国人に対する保護の決定等に関する事務について、生活保護法に規定する事務と同様に個人番号の利用を可能とすることにより、令和6年2月より全国的に開始される「医療扶助のオンライン資格確認制度」に対応するため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定等に関する事務に関して、個人番号の利用ができることとする。  
(別表第1及び別表第2)

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例制定について

大田市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2を次のように改める。

別表第4の2（第2条関係）

建築関係のその2

手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料	<p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が</p>	<p>34,000円（住宅基準適合</p>

<p>200平方メートル未満のもの</p>	<p>証等の提出がある場合にあつては、5,000円)</p>
<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>38,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)</p>
<p>イ 非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号及び次号において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。)を有しないものを</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。)に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ウ)に規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあつては(ア)又は(イ)及び(ウ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>

いう。以下この項において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(次号において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 225,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合には、10,000円)

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 277,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合には、16,000円)

(イ) 当該建築物の非住宅部分について省

令第10条第1号イ  
(2)及び同号ロ(2)の基準(次号において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 86,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 108,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)

(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 67,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)

b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満のもの 114,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)

(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この項におい

て「計画の変更の認定」  
という。)を受けようと  
する者

ア 一戸建ての住宅に係  
る計画の変更の認定を  
受けようとする場合

(ア) 計画の変更に係  
る部分(床面積の増  
加に係る部分を除く  
。)の床面積の2分  
の1の面積と当該計  
画の変更に係る部分  
の面積のうち床面積  
の増加に係る部分の  
床面積との合計(以  
下この号において「  
計画の変更に係る部  
分の床面積の合計」  
という。)が200  
平方メートル未満の  
もの

(イ) 計画の変更に係  
る部分の床面積の合  
計が200平方メー  
トル以上のもの

イ 非住宅建築物、共同  
住宅等又は複合建築物  
に係る計画の変更の認  
定を受けようとする場  
合

17,000円(変更後の計画  
に係る住宅基準適合証等の提出  
がある場合にあっては、3,0  
00円)

19,000円(変更後の計画  
に係る住宅基準適合証等の提出  
がある場合にあっては、3,0  
00円)

非住宅建築物又は複合建築物(非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。)にあっては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住

	<p>宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。) にあつては (ウ) に規定する手数料の額、複合建築物 (非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) にあつては (ア) 又は (イ) 及び (ウ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
<p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>225,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)</p>
<p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満のもの</p>	<p>227,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)</p>
<p>(イ) 当該建築物の非住宅部分について誘</p>	

<p>導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満のもの</p> <p>(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満のもの</p>	<p>86,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p>108,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）</p> <p>67,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p>114,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）</p>
--	---

備考

- 1 この表において「住宅基準適合証等」とは、住宅の品質確保

の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。

2 この表において「非住宅基準適合証」とは、建築物省エネ法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。

別表第4の3第7号ア(ア)中「（住戸の部分）」を「（住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。））」に、「及び住宅の部分」を「及び住宅部分」に改め、同号ア(ア)c中「（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。）（住宅部分のうち住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分）（以下この号、次号及び第4号において単に「住宅部分」という。）」を削り、同表第8号ア(ア)中「住戸の部分」を「住宅部分」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市手数料条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 申請単位の見直し

申請単位について、「住戸の部分」を「住宅部分」に改める。

(別表第4の2、別表第4の3)

(2) 低炭素計画認定の手数料の見直し

性能向上計画認定（建築物省エネ法）と低炭素計画認定の手数料の構成を整合させ、低炭素計画認定の手数料を見直す。

低炭素建築物新築等計画の認定手数料

単位（円）

改正前					改正後					
区分			適合証 等なし	適合証 等あり	区分			適合証 等なし	適合証 等あり	
一戸建ての住宅			33,600	4,600	一戸建ての住宅			200㎡ 未満	34,000	5,000
								200㎡ 以上	38,000	5,000
共同住宅等又は住宅部分を有する	住戸あり	5戸以下	67,900	9,200	非住宅・共	非住宅	誘導標準入力法等基準	300㎡ 未満	225,000	10,000
		6～10戸	94,100	15,500						
		11～25戸	132,000	25,900				300～ 500㎡	277,000	16,000
		26戸以上	190,000	43,500						

建築物	非住宅部分あり	300㎡未満	237,000	9,200	同住宅等・複合建築物	誘導モデル建築物基準	300㎡未満	86,000	10,000
		300～500㎡	303,000	17,500			300～500㎡	108,000	16,000
住宅以外の建築物		300㎡未満	237,000	9,200	住宅部分		300㎡未満	67,000	10,000
		300～500㎡	303,000	17,500			300～500㎡	114,000	20,000

(別表第4の2)

低炭素建築物新築等計画の変更の認定手数料

単位 (円)

改正前					改正後				
区分		適合証等なし	適合証等あり		区分		適合証等なし	適合証等あり	
一戸建ての住宅		16,800	2,300		一戸建ての住宅		200㎡未満	17,000	3,000
							200㎡以上	19,000	3,000
共同住宅等又は住宅部分を有する建築物	住戸あり	5戸以下	33,900	4,600	非住宅・共同住宅等・非住宅	誘導標準入力法等基準	300㎡未満	225,000	10,000
		6～10戸	47,000	7,700			300～500㎡	277,000	16,000
		11～25戸	66,000	12,900			300㎡未満	86,000	10,000
		26戸以上	95,000	21,600			300～500㎡	108,000	16,000
	非住宅部分あり	300㎡未満	237,000	9,200		誘導モデル建築物基準	300㎡未満	86,000	10,000
		300～500㎡	303,000	17,500			300～500㎡	108,000	16,000

住宅以外の建築物	300㎡未満	237,000	9,200	複合建築物	住宅部分	300㎡未満	67,000	10,000
	300～500㎡	303,000	17,500			300～500㎡	114,000	20,000

(別表第4の2)

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 7 2 号

大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定について

大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成17年大田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成17年大田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「100,646円」を「102,510円」に改める。

(大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成21年大田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

公職選挙法施行令の改正に準じて、公費負担の限度額を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正

選挙運動用自動車の使用の公営について、一般運送契約以外の契約にかかる1日当たりの自動車の借入れの額を15,800円から16,100円に、燃料費の額を7,560円から7,700円に引き上げる。

(第1条関係)

(2) 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正

選挙運動用ポスターの作成の公営について、ポスターの1枚当たりの作成単価(印刷単価)を525円6銭から541円31銭に、企画費の額を100,646円から102,510円に引き上げる。

(第2条関係)

(3) 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正

選挙運動用ビラの作成の公営について、ビラの1枚当たりの作成単価を7円51銭から7円73銭に引き上げる。

(第3条関係)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 7 3 号

大田市通学バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

大田市通学バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市通学バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

大田市通学バスの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 川合小学校通学バス

第3条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 川合小学校通学バス 三瓶町池田地区、小屋原地区に住所を有する児童

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 大田市通学バスの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

川合小学校と池田小学校との統合に伴い、遠距離通学となる児童の負担軽減を図ることを目的として、新たな通学バスを運行するため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

- (1) 通学バスとして、新たに「川合小学校通学バス」を設置する。

現 行	改 正 後
仁摩小学校通学バス	仁摩小学校通学バス
大田西中学校通学バス	大田西中学校通学バス
温泉津小学校通学バス	温泉津小学校通学バス
高山小学校通学バス	高山小学校通学バス
久屋小学校及び 第一中学校通学バス	久屋小学校及び 第一中学校通学バス
	川合小学校通学バス

(第2条)

- (2) 「川合小学校通学バス」を利用できる児童は、三瓶町池田、小屋原地区に住所を有する児童とする。

(第3条)

## 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第 7 4 号

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

大田市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

大田運動 公園	多目的広場	大田市鳥井町鳥井1284番地
	野球広場	

」を

「

大田運動 公園	多目的広場	大田市鳥井町鳥井1284番地
------------	-------	----------------

」に、

「

富山地区体育館	大田市富山町山中1740番地
---------	----------------

」を

「

富山地区体育館	大田市富山町山中1740番地
池田地区体育館	大田市三瓶町池田2225番地2

」に、

「

富山地区運動場	大田市富山町山中1661番地4
---------	-----------------

」を

「

富山地区運動場	大田市富山町山中1661番地4
池田地区運動場	大田市三瓶町池田2246番地

」に

改める。

別表第2中

「

大田運動公園	多目的広場	440円
	野球広場	198円

」を

「

大田運動公園	440円
--------	------

」に、

「

富山地区体育館	220円
---------	------

」を

「

富山地区体育館	220円
池田地区体育館	220円

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 大田市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

大田運動公園（野球広場）については、体育施設からの用途変更により、高齢者講習コースとして設置することに伴い、所要の改正を行うもの。

また、池田地区体育館及び運動場について、学校施設からの用途変更により、新たに体育施設として設置することに伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

(1) 体育施設から次の施設を削る。

大田運動公園	野球広場	大田市鳥井町鳥井1284番地
--------	------	----------------

(別表第1、別表第2)

(2) 体育施設として次の施設を加える。

### ①有料施設

池田地区体育館	大田市三瓶町池田 2225番地2	1時間 220円
---------	---------------------	-------------

### ②無料施設

池田地区運動場	大田市三瓶町池田2246番地
---------	----------------

(別表第1、別表第2)

## 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第 75 号

波根町の字の区域の廃止について

別紙のとおり、波根町の字の区域を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[市町村区域内の町又は字の区域]

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

(以下略)

# 廃止調書

## 1. 大田市波根町において、字を廃止する区域

字	地番
田長前	156の2、157の1、157の3、157の4、158の1、158の2、159から165まで、172の1、173、174の1、175の1、176、177の1、177の2、178から182まで、183の1、184の1、185の1、186から191まで、192の1、193の1、194の3から194の5まで、195の1から195の4まで、196の1から196の4まで、197の1から197の5まで、198の1から198の4まで、199から201まで、202の1
宮ノ谷	332、333、335の1、335の3、337の1、338の1、338の2、339の2、341、342、343の1、343の2、344の1、345の1、345の2、346の1
宮ノ谷前	347の1、348の1、349の1、350の1、351の1、352の1、352の3、353の1、354、355の1、355の2、356の1、357の1、359の1、360の1、360の6
高原田	449の1、450の1、450の2、451の1、451の3、452の1、452の3、452の4、453の2、453の3、453の5、454の1、455の1、456の1、456の2、456の6、458の1、458の2、459の1、460の1、461の1、462の1から462の3まで、463、464
上河内	530の1、530の2、530の6、533の1、534の1、534の2、535、536の1、536の2、537、537の2、541、546、547の1、547の2、548の3、549の3、549の5、549の6、550の1、550の2、551から554まで、555の1、556の1、556の2、611の1、613の1、613の3、613の4、614の3から614の5まで、615の1から615の3まで、616の1から616の3まで、617の3から617の5まで、618の1、618の3、618の4、619、634の3、637の1、638から646まで、647の1、648の1、649の1、650の1、651の1、651の4
為福	653の1、654の1、654の3、654の4、655、656、657の1、659の1、660から664まで、666、667、668の1、668の4から668の7まで
砂口	699の3、699の8から699の10まで、717の1、717の7
西ノ前	613の2、620の1、620の2、620の9、620の18、623、626の1、626の3、626の4、629の3、629の5、630の6、631の2、631の3、631の5、631の6、633
隠地	1914の1、1915の1、1915の2、1915の5から1915の9まで、1916の1、1916の2
西ノ迫	718の1、718の3、718の4、719の1、719の2、719の4、719の5、720の2、721の1、723、724の1から724の3まで、725の3、731の1、731の2、732の1から732の4まで、735の1から735の3まで、735の5
前谷	31の1、32の1、34から37まで、38、39から42まで、43から48まで、2284の1から2284の4まで、2285から2288まで、2292、2315の3、2316の2、2317、2321の1、2321の2、2321の4、2321の5、2322の1、2323の3、2323の4、2337、2339
飯田前	2198、2199、2200の1、2202の4から2202の6まで、2203の4、2203の5、2251の1から2251の4まで、2253から2256まで、2257の1、2258の1、2258の3、2259の1、2260から2263まで、2265の1、2266から2269まで、2270の1、2270の2、2272の1、2272の2、2273の1、2274、2275の1、2278の1、2279の3、2281、2282
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部 及び157の4、158の2に隣接介在する道路である国有地の全部	

(ただし上記地番は、令和4年8月19日現在のものである。)

## 波根町の字の区域の廃止に関する説明資料

### 1 理由

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の規定に基づく波根地区県営農地整備事業（経営体育成型）を施行したことに伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったため、施行地域内にある字の区域を廃止するもの。

### 2 経緯

(1) 平成29年10月17日 工事着手

(2) 令和4年5月25日 工事完了

3 事業主体 島根県

4 換地処分の有無 有

## 議案第 76 号

### 大田老人福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり大田老人福祉センターの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

#### 1 管理を行わせる公の施設の名称

大田老人福祉センター

#### 2 指定管理者となる団体の所在及び名称

所 在 大田市大田町大田イ 128 番地

団 体 名 社会福祉法人 大田市社会福祉協議会

#### 3 指定する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下略）

## 公の施設の指定管理者の指定に関する説明資料

### 1 施設の名称

大田老人福祉センター

### 2 施設の所在地

大田市大田町大田イ 1 4 0 番地 2

### 3 施設概要

#### (1) 施設内容

1 階 生活相談室、教養娯楽室、機能訓練室、健康相談室、  
浴室、脱衣室、検査室、診察室、機械室、踏込、廊下

4 階 軽運動室（集会室）、ホール、機械室、倉庫

#### (2) 構造

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造瓦葺 4 階建

一部 5 階建のうち 1 階及び 4 階の一部

#### (3) 規模

延床面積 6 5 9 . 7 9 m<sup>2</sup>

### 4 指定管理者となる団体

(1) 名 称 社会福祉法人 大田市社会福祉協議会

(2) 所 在 大田市大田町大田イ 1 2 8 番地

(3) 代表者 会長 西村 俊二

### 5 選定理由

当該団体は、保有する資源を活用し、長年にわたり適切に維持・管理を行ってきた実績があり、また、当該施設の設置目的に掲げる健康の増進、教養の向上、介護予防の推進や相談対応など利用者の利便性向上が図られることから、当該団体を選定した。

### 6 指定する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 77 号

石見銀山龍源寺間歩の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり石見銀山龍源寺間歩の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

1 管理を行わせる公の施設の名称

石見銀山龍源寺間歩

2 指定管理者となる団体の所在及び名称

所 在 大田市大森町ハ 5 1 番地 1

団 体 名 石見銀山みらいコンソーシアム

3 指定する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下略)

## 公の施設の指定管理者の指定に関する説明資料

### 1 施設の名称

石見銀山龍源寺間歩

### 2 施設の所在地

大田市大森町ニ 1 8 3 番地

### 3 施設概要

#### (1) 施設内容

龍源寺間歩：坑道、観光案内板

入口側管理棟：事務所、トイレ、倉庫

出口側管理棟：事務所、トイレ

#### (2) 構造

入口側管理棟：木造平屋建

出口側管理棟：木造平屋建

#### (3) 規模

龍源寺間歩：坑口より約 2 7 3 m（一般公開の範囲）

入口側管理棟：延床面積 2 6 . 3 7 m<sup>2</sup>

出口側管理棟：延床面積 3 2 . 8 5 m<sup>2</sup>

### 4 指定管理者となる団体

(1) 名 称 石見銀山みらいコンソーシアム

(2) 所 在 大田市大森町ハ 5 1 番地 1

(3) 代表者 理事長 松場 大吉

### 5 選定理由

当該施設は、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の中核をなす史跡として石見銀山エリア内の集客にも大きな影響を及ぼす施設であり、その運営にあたっては観光振興に加え継続的な環境保全や地域振興に資する視点が欠かせないことから

「選定方式」を採用した。

当該団体は、大森町に居住する事業者やその従業員、町並み関連施設の指定管理者等が運営母体であり、以前から町並みの景観保全などに地域一体で取り組んできた実績がある。今後、大森町内の指定管理施設等の相乗的な効果が見込まれることから、当該団体を選定した。

## 6 指定する期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

## 議案第 78 号

### 大田市民会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり大田市民会館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

#### 1 管理を行わせる公の施設の名称

大田市民会館

#### 2 指定管理者となる団体の所在及び名称

所 在 大田市大田町大田イ 128 番地

団 体 名 公益財団法人 大田市体育・公園・文化事業団

#### 3 指定する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（以下略）

## 公の施設の指定管理者の指定に関する説明資料

### 1 施設の名称

大田市民会館

### 2 施設の所在地

大田市大田町大田イ 1 2 8 番地

### 3 施設概要

#### (1) 施設内容

- ① 大田市民会館（大ホール（1, 0 3 6 席）、中ホール、応接室 1、会議室 3、展示室 1、楽屋 2、駐車場、植栽）
- ② 市民センター共用部分

#### (2) 構造

鉄筋コンクリート造 一部地下 1 階、地上 4 階

#### (3) 規模

延床面積 5, 3 5 9. 2 1 m<sup>2</sup>

### 4 指定管理者となる団体

- (1) 名 称 公益財団法人 大田市体育・公園・文化事業団
- (2) 所 在 大田市大田町大田イ 1 2 8 番地
- (3) 代表者 理事長 大國 晴雄

### 5 選定理由

当該施設は、多様な機能を有する複合施設であり、特に大ホールは高度な音響設備などを備えていることから、専門的な技術を有する者が必要となる。当該団体は、専門的な知識・技術を有した職員を配置し長年にわたり適切に維持・管理を行ってきた実績がある。また、プロの芸術家を招いた公演など、芸術性の高い自主事業を定期的を実施し、施設設備の有効活用を図っていることから、当該団体を選定した。

### 6 指定する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

## 議案第79号

### 財産の取得について

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

大田市長 楫野弘和

- 1 財産の表示 (1) 電子黒板 82台  
(2) 移動式スタンド 82台
- 2 取得の目的 文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」に基づき、各学校へ電子黒板を整備し、ICTを活用した学習を充実させることを目的とする。
- 3 取得金額 40,229,200円
- 4 相手方 島根県大田市大田町吉永1397-2  
有限会社山崎教具店  
代表取締役 山崎 勝司

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 財産の取得に関する説明資料

- 1 入札日時 令和4年10月26日 午前9時40分
- 2 予定価格 40,436,660円
- 3 落札価格 40,229,200円
- 4 入札参加業者（1社）  
有限会社山崎教具店